

「埼玉県立学校学校評議員設置要綱」運用上の留意事項について

埼玉県立学校学校評議員設置要綱第10条の規定に基づき、「埼玉県立学校学校評議員設置要綱」運用上の留意事項については、以下のように取り扱うものとする。

なお、学校評議員の運用に当たっては、開かれた学校づくりの観点から、学校評議員設置の意義等について、教職員や生徒、保護者に対する説明を行うことで理解を求めるとともに、各学校がそれぞれの実態等を踏まえて創意工夫し、学校評議員制度の趣旨を生かすものとする。

第1条（目的）関係

埼玉県立学校学校評議員設置要綱を定める目的を記述した。また、学校評議員設置の意義については以下のとおりである。

学校評議員の設置は、地域に開かれた特色ある学校づくりを一層推進するために、学校や地域の実情に応じて、学校運営に関し、①保護者や地域住民等の意向を把握・反映すること、②保護者や地域住民等の協力を得ること、③保護者や地域住民等に対して学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていくことができるようにするものである。

第2条（構成）関係

学校評議員の人数については、他県の状況を踏まえるとともに、予算編成の状況等もかわることから、当分の間、一校当たり5名とした。

校長は、学校評議員の趣旨を踏まえ、教育に関する理解や識見を有することを要件とし、保護者や学識経験者、地域や産業界等で活躍している人など、幅広い分野から人選し、別に定める日までに推薦書（様式1）を埼玉県教育委員会（埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）あて）に提出するものとする。

第3条（委嘱）関係

埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、推薦書に基づき委嘱状を交付する。

なお、次に掲げる者は、学校評議員に委嘱することはできない。

- ① 当該学校の教職員及び児童生徒
- ② 教育委員会の職員等
- ③ その他、学校評議員制度の趣旨に沿わないと認められる者

各学校の学校評議員の名称は、埼玉県立〇〇学校学校評議員とする。

第4条（役割等）関係

学校評議員の役割は、学校運営に関する校長の権限と責任を前提として、校長の求めに応じて、学校評議員一人一人がそれぞれの責任において意見等を述べ、当該学校の学校運営や教育活動を支援していくものである。

その際、校長は、学校評議員が生徒や学校の現状を十分に理解し、よりよい意見等を述べるができるよう、学校の教育活動等の状況について、学校評議員に対して十分な説明を行うものとする。

また、学校評議員からの意見等について、校長には、学校運営の参考としつつ、自らの

権限と責任において適切に判断することが求められる。

学校評議員は学校運営に関する意見等を述べるものであることから、学校評議員に意見等を求める事項は、学校の教育目標や教育計画、教育活動の実施、学校と地域との連携の進め方など、学校運営の基本的な方針や重要な教育活動に関する事項が想定されるが、具体的な事項については、教職員の意見等も参考に校長自らが判断するものである。

第5条（任期）関係

教育委員会が特別の事情があると認めた場合の学校評議員の手続きについては、次のとおりとする。

(1) 校長は、以下に掲げる特別な事情が学校評議員に生じた場合、教育委員会（教育長あて）に当該学校評議員の解任を願い出ることができる（様式2）。

ア 学校評議員が、「埼玉県立学校学校評議員設置要綱」及び「埼玉県立学校学校評議員設置要綱」運用上の留意事項について」の趣旨に反する行為を行った場合

イ 学校評議員として不適切な行為等があると認められる場合

ウ 学校評議員が心身の故障のため、職務が遂行できないと認められる場合

エ 学校評議員からの申出があった場合

オ その他、教育委員会が特別な事情があると認めた場合

(2) 教育委員会は、解任願に基づき解任状（様式3）を交付する。

第3項の学校評議員の欠員補充に係る人選の手続き等については、第2条及び第3条と同様とする。

第6条（守秘義務）関係

校長は、学校評議員に対し守秘義務について周知するものとする。

例えば、校長と学校評議員との間に行われる説明や意見等を述べる過程で、個人情報又は守秘事項にかかわる話題も想定されることから、校長は、学校評議員に対して、個人情報保護条例の概要や守秘義務について、事前に十分な説明を行うことにより理解を得ることが必要である。

第7条（意見交換の機会）関係

学校評議員は、校長が意見等を求める事項について、他の学校評議員の意見等に影響されることなく、一人一人がそれぞれの責任において、自らの知識や経験に基づいて校長に対して意見等を述べるものである。

仮に、校長が求めている事項又は求めるに相応しくない事項についての意見等が表明された場合には、学校評議員の職務に基づく意見等としてではなく、平素より学校に寄せられている意見等の一つとして、校長の判断で適宜対応するものとする。

第1項においては、学校評議員が一堂に会することで、より良い意見等が得られる場合もあると考えられることから、校長が必要と認める場合には、学校評議員が一堂に会して意見交換等を行う機会（以下「学校評議員会」という。）について開催することもできることとした。

ただし、学校評議員は、校長の求めに応じて一人一人が意見等を述べるという本制度の趣旨を踏まえ、第2項において、学校評議員会は、校長が主宰するものとし、第3項において、学校評議員会の運営については所属職員に補佐させることもできることとした。

また、学校評議員会は、「〇〇審議会」や「〇〇理事会」などのような会議を主とするものとは性質を異にするため、校長に対し、学校評議員会としての意見等を提言することなどは、本制度の趣旨に沿うものではない。

校長が学校評議員に対し意見等を求めるに当たっては、教育計画や学校運営の状況等を

周知するなど、学校としての説明責任を果たすことが必要不可欠である。この際、校長が必要と認める場合には、所属の担当職員等に補佐させるなど説明等の形態を工夫することにより、周知の効果を高めることも考えられる。

なお、校長が学校評議員に意見等を求める事項を決定したり、学校評議員に対する必要な資料を作成し説明等を行う場合には、児童生徒並びに所属職員等の個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

学校評議員一人一人並びに学校評議員会で得られた意見等については、原則として、教職員に周知するとともに、それらを取りまとめるなどして、学校通信等に掲載するなど、広く公表や公開に努めるものとする。その際、「埼玉県情報公開条例」並びに「埼玉県個人情報保護条例」に基づき、個人のプライバシーの保護等に十分配慮することとする。

第8条（謝金）関係

学校評議員に対する謝金は、予算の範囲内で定めるものとし、その額については交通費相当分を含むものとする。

第9条（報告）関係

校長は、年度末までに学校評議員に係る報告書（様式4）を教育長に提出するものとする。

なお、報告書には以下の事項について具体的に記載するものとする。

- (1) 学校評議員に意見等を求めた事項
- (2) 学校評議員からの意見等
- (3) 学校評議員からの意見等を参考とし、学校運営に反映した内容
- (4) その他、学校評議員の活動等に関する事項

また、必要に応じて具体的成果等を示す資料などを添付するものとする。